様式第19の２（第44条関係）

STATEMENT

To：Commissioner of the Patent Office

1　Identification of the International Application

2　Applicant (Common Representative)

　　Name：　　Signature_____

　　Address：

　　Country of nationality：

　　Country of residence：

3　Agent

　　Name：　　Signature_____

　　Address：

4　Number of Additional Inventions

5　Amount of Additional Fee　　Yen

6　Purport of Protest

7　Reason for Protest

〔備考〕

１　「Purport of Protest」の欄には、「I/We request that○○Yen paid for the additional fee be refunded.」のように記載する。

２　その他は、様式第１の備考１から５まで、９、13、14、20及び21、様式第１の２の備考１から５まで、７及び８、様式第２の３の備考１並びに様式第２の４の備考２及び３と同様とする。

様式第20の３（第49条の２関係）

文献の写しの請求書

特　許 印　紙

（　　）

特許庁長官　　殿

1　国際出願の表示

2　出願人（代表者）

　（識別番号）

　氏名（名称）　　（署名：_____）

　あ　て　名

　国　　籍

　住　　所

3　代理人

　（識別番号）

　氏　　名　　（署名：_____）

　あ　て　名

4　請求に係る文献名

5　請　求　の　理　由

6　添付書類の目録

〔備考〕

１　手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15 条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「請求の理由」の欄の次に「予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、「予納台帳番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、手数料の額を記載する。法第18条第３項において準用する特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「請求の理由」の欄の次に「振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、「振替番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。法第18条第３項において準用する特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「出願人（代表者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「(識別番号)」の欄を設けて、識別番号を記載し、「請求の理由」の欄の次に「支払方法」の欄を設けて、「指定立替納付」と記載し、「支払方法」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。 法第18条第３項において準用する特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「請求の理由」の欄の次に「納付番号」の欄を設けて、納付番号を記載し、「納付番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付した手数料の額を記載する。

２　第83条第２項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「添付書類の目録」の欄の上に「その他」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。

３　その他は、様式第１の備考１から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第２の３の備考１、３及び４と同様とする。